



発行 新潟県

第8号

令和元年5月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 84 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定 (福祉保健課)
- 85 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届 (福祉保健課)
- 86 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届 (福祉保健課)
- 87 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 88 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新 (障害福祉課)
- 89 農業振興地域の区域変更 (地域農政推進課)
- 90 農地利用配分計画の認可 (地域農政推進課)
- 91 肥料の登録の有効期間更新 (農産園芸課)
- 92 肥料の登録の有効期間更新 (農産園芸課)
- 93 土地改良区役員の住所の変更届 (農地計画課)
- 94 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 95 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 96 土地改良区連合の定款変更認可 (農地計画課)
- 97 県営土地改良事業変更計画の決定 (農地計画課)
- 98 県営土地改良事業変更計画の決定 (農地計画課)
- 99 団体営土地改良事業の工事完了 (農地整備課)
- 100 令和元年度地籍調査事業計画の策定 (農村環境課)
- 101 河川整備計画の縦覧 (河川管理課)
- 102 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 103 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)

公 告

- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始 (環境企画課)
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始 (環境企画課)
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始 (環境企画課)
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始 (環境企画課)
- 特定調達契約の契約者等 (警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

選挙管理委員会告示

- 4 新潟市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤歯科	長岡市東坂之上町1-4-3 スカイ ハイツ102	平成30年9月1日
はすがた薬局	長岡市蓮潟4丁目2番16号	平成31年4月20日
西長岡調剤薬局千秋店	長岡市千秋2丁目278番地	平成31年4月17日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎2丁目2478-1	平成31年4月1日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町一丁目611-1 長岡駅 北部2F	平成31年4月1日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡1丁目28番地	平成31年4月1日
有限会社 不二 よしかわ薬局	上越市吉川区下町1161番地3	平成31年4月1日
げんき薬局 安塚店	上越市安塚区安塚2557	平成31年4月1日
共栄堂薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	平成31年4月1日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20番18号	平成31年4月1日
メッツ県央薬局	三条市須頃2丁目101番地2	平成31年4月1日
あおい調剤薬局	新発田市新栄町2丁目11番52号	平成31年4月23日
メッツ西新発田薬局	新発田市住吉町4丁目8番25号	平成31年4月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会 メン タルケア中条	十日町市中条己2941	平成31年4月1日
高原歯科医院	村上市塩町1-15	平成30年4月24日
えはら薬局	燕市分水桜町3丁目2番4号	平成31年4月1日

大手薬局神田町店	燕市吉田神田町8番22号	平成31年4月1日
あるも薬局 六日町店	南魚沼市六日町1882-1	平成31年4月1日
鈴木歯科医院	胎内市本町1-19	平成30年1月18日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26番27号	平成31年4月1日

◎新潟県告示第85号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
医療法人社団 ほり内科医院	長岡市上岩井6813	名称変更	医療法人社団 宏志会 ほり内科医院	医療法人社団 ほり内科医院	平成30年10月5日
済生会三条訪問看護ステーション	三条市大野畑6番86-11号	住所変更	三条市大野畑6番18号	三条市大野畑6番86-11号	令和元年5月7日
五泉訪問看護ステーション	五泉市太田440番地1	名称変更	北日本訪問看護ステーション	五泉訪問看護ステーション	平成31年4月1日

◎新潟県告示第86号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
村山歯科医院	長岡市表町2丁目1番7	平成31年3月31日
クオール薬局おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	平成31年3月31日
新潟県厚生農業協同組合連合会 中条第二病院	十日町市中条己2941	平成31年3月31日
高原歯科医院	村上市塩町1-15	平成30年4月23日
永野医院	糸魚川市本町10-1	平成31年4月27日
かえで薬局	妙高市栗原2丁目3番3号	平成31年3月31日
清野歯科医院	五泉市本町6-1-1	平成31年4月30日

六日町こどもクリニック	南魚沼市余川3362番地1	平成31年4月30日
石打歯科医院	南魚沼市関1078-6	平成31年3月31日
中条薬局	南魚沼市寺尾263番地19	平成31年4月20日

◎新潟県告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和元年5月31日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局佐渡羽茂店	佐渡市羽茂本郷405番地1	育成医療・更生医療	令和元年6月1日
ウエルシア薬局長岡西津町店	長岡市西津町3869番地1	育成医療・更生医療	令和元年6月1日
西長岡調剤薬局千秋店	長岡市千秋2丁目278番地	育成医療・更生医療	令和元年6月1日

◎新潟県告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年5月31日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
青葉調剤薬局	五泉市村松甲1772-19	育成医療・更生医療	令和元年6月1日
あるも薬局六日町店	南魚沼市六日町1882-1	育成医療・更生医療	令和元年6月1日

◎新潟県告示第89号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、上越市に係る上越農業振興地域（平成28年新潟県告示630号）及び妙高市に係る妙高農業振興地域（平成24年新潟県告示第1254号）の区域を次のとおり変更する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花角英世

1 変更した地域の名称

- (1) 上越農業振興地域
- (2) 妙高農業振興地域

2 区域

- (1) 上越市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域
 (図面省略)
 図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。
- (2) 妙高市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域
 (図面省略)
 図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。

- 3 変更年月日
令和元年5月31日

◎新潟県告示第90号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	4者	土沢942番6ほか88筆 8.4ha
新発田市	43者	菅谷大師子谷内1429番ほか708筆 79.1ha
阿賀野市	18者	野田家浦554番1ほか140筆 16.8ha
胎内市	12者	小出道端227番ほか102筆 24.5ha
聖籠町	19者	諏訪山苔沼2230番3ほか105筆 10.5ha
新潟市	70者	北区太田2193番ほか939筆 85.2ha
五泉市	6者	丸田婦毛640番1ほか367筆 31.4ha
三条市	11者	井栗道田丙932番3ほか483筆 43.0ha
長岡市	2者	乙吉町中田322番ほか20筆 2.4ha
出雲崎町	1者	大寺別当719番ほか5筆 0.3ha
魚沼市	12者	虫野大地田1045番1ほか72筆 6.5ha
十日町市	5者	馬場甲844番1ほか35筆 4.4ha
柏崎市	49者	上方岡ケ596番ほか786筆 54.0ha
上越市	44者	長者町天神286番ほか645筆 95.4ha
妙高市	3者	西菅沼新田1083番ほか29筆 7.3ha
糸魚川市	4者	中川原新田3538番ほか21筆 1.6ha
佐渡市	21者	城腰小沢179番1ほか170筆 23.7ha
合計	324者	4,732筆 494.6ha

- 2 認可年月日
令和元年5月30日

◎新潟県告示第91号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第393号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	伏見菌体肥料
保証成分量	窒素全量 5.0パーセント りん酸全量 1.8パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	伏見蒲鉾株式会社 新潟県新潟市北区新崎699番地12
有効期間	平成16年7月1日から令和4年6月30日

◎新潟県告示第92号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第414号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	ゆうき太郎
保証成分量	窒素全量 2.7パーセント りん酸全量 3.5パーセント 加里全量 1.7パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	胎内市 新潟県胎内市新和町2番10号
有効期間	平成25年6月24日から令和4年6月23日

◎新潟県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員住所が変更した旨の届出があった。

令和元年5月31日

新潟県十日町地域振興局長

1 変更前

理事 中魚沼郡津南町大字谷内2023番地 藤木 稔

2 変更後

理事 中魚沼郡津南町大字谷内2084番地3 藤木 稔

◎新潟県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を令和元年5月23日認可した。

令和元年5月31日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、妙高市の水上土地改良区の定款の変更を令和元年5月21日認可した。

令和元年5月31日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合の定款の変更を令和元年5月23日認可した。

令和元年5月31日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営桑山地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月31日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年6月3日から令和元年6月28日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第98号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、南魚沼市及び十日町市の一部を受益地域とする県営後山地区農業用排水施設整備・農用地改良保全(かんがい排水「集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月31日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年6月3日から令和元年6月28日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所及び十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第99号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了

した旨の届出があった。

令和元年5月31日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
柏崎市 柏崎土地改良区	曾地	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	平成31年3月25日

◎新潟県告示第100号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和元年5月31日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第03-26-1計画区及び第14-17-1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
新発田市	新発田市の第4計画区及び第5計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第30-1計画区及び第30-2計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第14計画区・市街第15計画区・市街第16計画区・市街第17計画区及び中里第1計画区	〃
見附市	見附市の第8-1計画区及び第8-2計画区	〃
村上市	村上市の猿沢（朝日第34計画区）・川端（朝日第35計画区）及び塩谷（神林第34計画区）	〃
燕市	燕市の第42計画区及び第43計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第24計画区	〃
妙高市	妙高市の新井地域錦町地区（1-1）	〃
阿賀野市	阿賀野市の第37-2計画区・第38計画区及び第39計画区	〃

佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第54-1計画区・第37-2計画区・虫野、原虫野再調査計画区・第37-3計画区・第39-1計画区、第78-1計画区及び第40計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第2-1計画区及び第2-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第9-2計画区・第10計画区及び第11計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
田上町	田上町の第6計画区及び第7計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第8計画区・第9計画区及び第10計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第三計画区・第四計画区及び第六計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第107-1計画区・第107-3計画区及び第107-4計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-5計画区・第13-3計画区・第11-6計画区・第14計画区、第15計画区及び第16-1計画区	〃
関川村	関川村の第17計画区・第18計画区・第19計画区・第20計画区及び第22計画区	〃

◎新潟県告示第101号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系魚野川圏域河川整備計画（平成16年4月新潟県告示第1078号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課、長岡地域振興局地域整備部、魚沼地域振興局地域整備部及び南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規

定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下土倉沢地区	五泉市牧 加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
陣ヶ峰(2)地区	加茂市大字陣ヶ峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
陣ヶ峰(3)地区	加茂市大字陣ヶ峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
皆川地区	加茂市皆川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
都ヶ丘(1)地区	加茂市都ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
都ヶ丘(2)地区	加茂市都ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
学校町(1)地区	加茂市学校町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
学校町(2)地区	加茂市学校町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
希望ヶ丘(3)地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
希望ヶ丘(1)地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬取沢地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	土石流
希望ヶ丘-001地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	土石流
希望ヶ丘-002地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	土石流
五番町(2)地区	加茂市五番町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷沢地区	加茂市五番町	次の図のとおり	土石流
桜沢地区	加茂市桜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(3)地区	加茂市桜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(2)地区	加茂市桜沢	次の図のとおり	土石流

桜沢(1)地区	加茂市桜沢	次の図のとおり	土石流
梅沢地区	加茂市桜沢	次の図のとおり	土石流
若宮町(2)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(3)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(5)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(6)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根古屋地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(10)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(1)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(8)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鱒田沢地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	土石流
山沢地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	土石流
秋房地区	加茂市秋房、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋房(2)地区	加茂市秋房	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(4)地区	加茂市秋房	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤沢地区	加茂市秋房	次の図のとおり	土石流
松坂町地区	加茂市松坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺の沢地区	加茂市松坂町	次の図のとおり	土石流
新町(3)地区	加茂市新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町(1)地区	加茂市新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小沢地区	加茂市新町	次の図のとおり	土石流
七沢地区	加茂市新町	次の図のとおり	土石流
大沢地区	加茂市新町	次の図のとおり	土石流
開ノ前地区	加茂市神明町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

神明町地区	加茂市神明町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木落場沢地区	加茂市神明町	次の図のとおり	土石流
都ヶ丘(3)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(6)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(1)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(5)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山沢地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(2)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(3)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷川地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	土石流
南山沢地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	土石流
下大谷(1)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大谷(2)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大谷(4)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大谷(3)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大谷(5)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
岩野沢地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢(1)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
日の沢地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
熊ノ沢(1)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
熊ノ沢(2)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
下大谷(1)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
下大谷(2)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流

大谷地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	地すべり
下高柳(3)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(1)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(2)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(4)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(1)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	土石流
八幡(4)地区	加茂市大字八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡(1)地区	加茂市大字八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上興屋向地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上興屋向(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上興屋向(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
旱田地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上下条(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上下条(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(1)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(8)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上下条(7)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(10)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(1)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

福島(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(6)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(6)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上下条(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(16)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(6)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
つつみ沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
八幡田地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
狼沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
五百刈沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
要害谷地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
東俣甲沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
長五郎沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
たいこ沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
谷川地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
十万谷地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
下条(1)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
下条(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流

下条(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
下土倉(4)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下土倉(3)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(1)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下土倉(1)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(10)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田沢地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流
セナミダ沢地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流
アクバ沢地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流
梨の平沢地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流
新町(4)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五番町(1)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五番町(3)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加茂山公園地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金剛谷地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲町(2)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加茂山公園(2)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
要害沢地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	土石流
岩野(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩野(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮寄上(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮寄上(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三場沢(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
三場沢(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流

岩野沢(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
岩野沢(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
石動沢地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
檀沢地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
キツネ沢地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(3)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(4)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(5)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(6)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
天ヶ坂(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乳倉子地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乳倉子(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(5)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(6)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿毛(6)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(7)地区	加茂市桜沢、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒岡(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(2)地区	加茂市桜沢、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大袋(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大袋(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ出(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ出(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ出(3)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ出(4)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(5)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿毛(3)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(6)地区	加茂市桜沢、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(4)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
狭口(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新潟沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
猿毛川地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
嶽ノ平沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
伝平沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
大沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
駒岡沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
轟川地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
元狭口大門上沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
蛇ノヶ沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
滝ノ沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
中ノ峯沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流

大袋沢(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
大袋沢(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
滝ノ入沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
元狭口沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
鱒ヶ沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(3)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(4)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(5)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(7)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(8)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(9)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(10)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(11)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(12)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
乳倉子地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	地すべり
黒水(1)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(2)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(3)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(3)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(4)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(6)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(7)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

黒水(8)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(10)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
沢通り沢地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
沢田沢(1)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
沢田沢(2)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
沢田沢(3)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
黒水(1)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
黒水(2)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
黒水(3)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
黒水(4)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
上高柳(1)地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上高柳(2)地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ノ裏沢地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	土石流
御所ノ平沢地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	土石流
上高柳(1)地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	土石流
上高柳(2)地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	土石流
若宮町(12)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条(2)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町(2)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(9)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(11)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鱒田沢地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(4)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

若宮町(7)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(7)地区	加茂市大字上条、大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(4)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条(3)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大皆川(1)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
大皆川(2)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
大皆川(3)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
大皆川(4)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
大皆川(5)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
小皆川(1)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
小皆川(2)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
上大谷(1)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大谷(3)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大谷(4)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ナラ沢地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
平村沢地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
エビヶ沢地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
エビヶ沢(2)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
日渡沢(2)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
真木ノ入沢地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
鳥越沢地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
惣ヶ沢地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
上大谷(1)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流

上土倉(7)地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(8)地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(11)地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上浦沢地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	土石流
中島沢地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	土石流
藤沢地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	土石流
土倉地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	地すべり
上土倉地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	地すべり
西山(1)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(2)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(4)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(5)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(7)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(8)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(9)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(10)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(12)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(13)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地沢地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
釜入沢地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
歩長沢地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
片切沢(1)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
片切沢(2)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
西山(1)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流

西山(2)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
西山(3)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
中大谷(1)地区	加茂市大字中大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏ノ沢(2)地区	加茂市大字中大谷	次の図のとおり	土石流
日渡沢(1)地区	加茂市大字中大谷	次の図のとおり	土石流
蚊口太沢地区	加茂市大字中大谷	次の図のとおり	土石流
榊沢地区	加茂市大字中大谷	次の図のとおり	土石流
中大谷(1)地区	加茂市大字中大谷	次の図のとおり	土石流
長谷(7)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(2)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(5)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(8)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(9)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	土石流
措橋沢地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	土石流
仲町地区	加茂市仲町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金剛谷地区	加茂市仲町	次の図のとおり	土石流
八幡(3)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御廟沢(1)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	土石流
御廟沢(2)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	土石流
雷沢(1)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	土石流
雷沢(2)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	土石流
八幡(2)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小橋地区	加茂市矢立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

◎新潟県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下土倉沢地区	五泉市牧 加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
陣ヶ峰(2)地区	加茂市大字陣ヶ峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
陣ヶ峰(3)地区	加茂市大字陣ヶ峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
皆川地区	加茂市皆川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
都ヶ丘(1)地区	加茂市都ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
都ヶ丘(2)地区	加茂市都ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
希望ヶ丘(3)地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
希望ヶ丘(1)地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬取沢地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	土石流
希望ヶ丘-001地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	土石流
希望ヶ丘-002地区	加茂市希望ヶ丘	次の図のとおり	土石流
五番町(2)地区	加茂市五番町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷沢地区	加茂市五番町	次の図のとおり	土石流
桜沢地区	加茂市桜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(3)地区	加茂市桜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

若宮町(2)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(3)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(5)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(6)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根古屋地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(10)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(1)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(8)地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鱒田沢地区	加茂市若宮町	次の図のとおり	土石流
秋房地区	加茂市秋房、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋房(2)地区	加茂市秋房	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(4)地区	加茂市秋房	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤沢地区	加茂市秋房	次の図のとおり	土石流
松坂町地区	加茂市松坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町(3)地区	加茂市新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町(1)地区	加茂市新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
開ノ前地区	加茂市神明町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神明町地区	加茂市神明町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
都ヶ丘(3)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(6)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(1)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(5)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山沢地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(2)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

赤谷(3)地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷川地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	土石流
南山沢地区	加茂市赤谷	次の図のとおり	土石流
下大谷(1)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大谷(4)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大谷(3)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大谷(5)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫谷地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢(1)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
熊ノ沢(2)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
下大谷(2)地区	加茂市大字下大谷	次の図のとおり	土石流
下高柳(3)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(1)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(2)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(4)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下高柳(1)地区	加茂市大字下高柳	次の図のとおり	土石流
八幡(4)地区	加茂市大字八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡(1)地区	加茂市大字八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上興屋向地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上興屋向(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上興屋向(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
旱田地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上下条(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上下条(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(1)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(8)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上下条(7)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(10)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(1)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福島(6)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下興屋向(6)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上下条(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(16)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(4)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(5)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下条(6)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東俣甲沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
長五郎沢地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流

谷川地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
十万谷地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
下条(1)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
下条(2)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
下条(3)地区	加茂市大字下条	次の図のとおり	土石流
下土倉(4)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下土倉(3)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(1)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下土倉(1)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(10)地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
セナミダ沢地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流
アクバ沢地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流
梨の平沢地区	加茂市大字下土倉	次の図のとおり	土石流
新町(4)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五番町(1)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五番町(3)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加茂山公園地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金剛谷地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲町(2)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加茂山公園(2)地区	加茂市大字加茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩野(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩野(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮寄上(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮寄上(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

三場沢(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
岩野沢(1)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
岩野沢(2)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
石動沢地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
キツネ沢地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(3)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(5)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
宮寄上(6)地区	加茂市大字宮寄上	次の図のとおり	土石流
天ヶ坂(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乳倉子地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乳倉子(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(5)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(6)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿毛(6)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(7)地区	加茂市桜沢、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒岡(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(2)地区	加茂市桜沢、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大袋(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大袋(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ出(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

芦ノ出(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ出(3)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ出(4)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(5)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿毛(3)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜沢(6)地区	加茂市桜沢、大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(4)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
狭口(1)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新岡沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
猿毛川地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
嶽ノ平沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
伝平沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
大沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
駒岡沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
轟川地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
元狭口大門上沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
蛇ノヶ沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
滝ノ入沢地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(2)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
狭口(12)地区	加茂市大字狭口	次の図のとおり	土石流
黒水(1)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(2)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

黒水(3)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元狭口(3)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(4)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(6)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(7)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(8)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒水(10)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田沢(3)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
黒水(1)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
黒水(4)地区	加茂市大字黒水	次の図のとおり	土石流
上高柳(1)地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上高柳(2)地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ノ裏沢地区	加茂市大字上高柳	次の図のとおり	土石流
若宮町(12)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条(2)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町(2)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(9)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(11)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鱒田沢地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(4)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮町(7)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長福寺(7)地区	加茂市大字上条、大字下条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(4)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上条(3)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大皆川(3)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
大皆川(4)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
大皆川(5)地区	加茂市大字上条	次の図のとおり	土石流
上大谷(1)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大谷(3)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大谷(4)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ナラ沢地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
エビヶ沢(2)地区	加茂市大字上大谷	次の図のとおり	土石流
上土倉(7)地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(8)地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土倉(11)地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤沢地区	加茂市大字上土倉	次の図のとおり	土石流
西山(1)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(2)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(4)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(5)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(7)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(8)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(9)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(10)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山(13)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜入沢地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流
片切沢(1)地区	加茂市大字西山	次の図のとおり	土石流

中大谷(1)地区	加茂市大字中大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(7)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(2)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(5)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(8)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長谷(9)地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢地区	加茂市大字長谷	次の図のとおり	土石流
仲町地区	加茂市仲町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡(3)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御廟沢(2)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	土石流
八幡(2)地区	加茂市八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小橋地区	加茂市矢立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について(公告)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務(中越キジ)

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施

入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「令和元年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

令和元年11月29日(金)

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(7) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(4) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511 (代表) 内線 (2697)

025-280-5152 (直通)

入札説明書の交付は、公告の日から令和元年6月14日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和元年6月14日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和元年6月28日(金)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 令和元年6月下旬以降(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

- (1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)
- (2) 詳細は入札説明書による。

令和元年度放鳥計画

○中越キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
中越	三条	三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村	700
	長岡	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町	
	魚沼	魚沼市	
	南魚沼	南魚沼市、湯沢町	
	十日町	十日町市、津南町	
	柏崎	柏崎市、刈羽村	
合計			700

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について(公告)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務(上越キジ)

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施

入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「令和元年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

令和元年11月29日(金)

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(7) 県の物品入札参加者名簿登録者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511(代表) 内線(2697)

025-280-5152 (直通)

入札説明書の交付は、公告の日から令和元年6月14日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和元年6月14日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和元年6月28日(金)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 令和元年6月下旬以降(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

令和元年度放鳥計画

○上越キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
上越	上越 糸魚川	上越市、妙高市 糸魚川市	320
合計			320

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について(公告)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する業務

- (1) 業務名
新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（佐渡キジ）
- (2) 業務内容
本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。
- (3) 入札実施
入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。
- (4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等
下記「令和元年度放鳥計画」及び入札説明書による。
- (5) 履行期限
令和元年11月29日（金）

2 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - ウ キジについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
 - (ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者
 - (イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者
 - (ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者
- (2) 入札に参加する者を選定するための基準
入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係
電話番号 025-285-5511（代表）内線（2697）
025-280-5152（直通）

入札説明書の交付は、公告の日から令和元年6月14日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和元年6月14日（金）午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）に上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和元年6月28日（金）以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

- (1) 入札執行の予定日時及び場所
入札日時 令和元年6月下旬以降（日時は入札通知書により通知する。）
入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室（予定）
- (2) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

令和元年度放鳥計画

○佐渡キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
佐渡	佐渡	佐渡市	80
合計			80

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（下越ヤマドリ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施

入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「令和元年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

令和元年11月29日（金）

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ ヤマドリについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(7) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(4) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(9) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有

している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511 (代表) 内線 (2697)

025-280-5152 (直通)

入札説明書の交付は、公告の日から令和元年6月14日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和元年6月14日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和元年6月28日(金)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 令和元年6月下旬以降(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

令和元年度放鳥計画

○下越ヤマドリ放鳥計画

入札区域	地域振興局等	所管市町村	放鳥羽数
下越	村上 新発田 新潟 環境企画課	村上市、関川村 胎内市、新発田市、阿賀野市、聖籠町 五泉市、阿賀町 新潟市	200
合計			200

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達件名及び数量

- (1) ICカード運転免許証作成システム装置等の借上げ 一式
- (2) ICカード運転免許証作成材料 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ及び購入

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成31年4月1日

6 契約者の氏名及び住所

東芝自動機器システムサービス株式会社
神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目2番4号

7 契約価格

135,255,555円（予定数量の総額による。）

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
超音波診断装置システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和元年8月23日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立吉田病院 検査科（生理検査室）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月14日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月21日(金)午前9時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第 1 項の規定により、多用途透析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年 5 月 31 日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

多用途透析装置 三式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年 8 月 23 日 (金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 透析室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例 (平成23年新潟県条例第23号) 第 6 条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年 6 月 14 日 (金) 午後 5 時 00 分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年 6 月 21 日 (金) 午前 9 時 30 分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程 (昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。) 第186条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を

作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡業務支援システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡業務支援システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月23日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 内視鏡室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年 6 月 14 日 (金) 午後 5 時 00 分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年 6 月 21 日 (金) 午前 10 時 00 分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程 (昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。) 第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記 3 (3) により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第 197 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、器具除染用洗浄器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年 5 月 31 日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

器具除染用洗浄器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年 8 月 23 日 (金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 手術室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-0242
新潟県燕市吉田大保町32番14号
新潟県立吉田病院 経営課
電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月14日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月21日(金)午前10時30分
新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動再来受付機について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動再来受付機 二式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月23日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 医事室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月14日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月21日(金)午前11時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ナースカートについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

ナースカート 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和元年8月23日(金)

- (4) 納入場所

新潟県立吉田病院 病棟等

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月14日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月21日(金) 午前11時30分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子カルテ端末用ワゴンについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電子カルテ端末用ワゴン 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月23日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 外来等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-0242
新潟県燕市吉田大保町32番14号
新潟県立吉田病院 経営課
電話番号 0256-92-5111 内線413

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月14日(金)17時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月21日(金)14時00分
新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、成人用人工呼吸器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

成人用人工呼吸器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月23日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 臨床工学技士室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月14日(金)17時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月21日(金)14時30分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、多機能心電計について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

多機能心電計 二式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月23日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 救急外来及び検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月14日(金)17時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月21日(金)15時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、糖尿病検査システムの賃貸借（リース）について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

糖尿病検査システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和元年9月1日から令和7年8月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-0242
新潟県燕市吉田大保町32番14号
新潟県立吉田病院 経営課
電話番号 0256-92-5111 内線413
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月14日(金)17時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 令和元年6月21日(金)15時30分
新潟県立吉田病院 講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子複写機賃貸借及び複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
新潟県立中央病院 電子複写機貸借及び複写サービス 一式
電子複写機 2台
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和元年7月1日から令和6年6月30日まで
 - (4) 納入場所
新潟県立中央病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (6) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス」に登録されている者であること。
 - (7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月10日(月)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 令和元年6月14日(金)午前10時00分
新潟県立中央病院 講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、事務机・椅子等一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月31日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

事務机・椅子等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年7月19日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」「文具事務機器類」「印刷・印章類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線209

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月7日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月14日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 調達件名及び名称

病院業務の電算処理業務並びにコンピュータ管理業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成31年4月1日

- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 契約金額
272,377,728円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

平成30年10月28日執行の新潟市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

裁 決 書

審査申立人	東京都調布市入間町2-29-22 平原 行人
同	東京都国分寺市東元町4丁目3-10 笠原 一郎
同	東京都立川市柴崎町2-10-18 伊藤 国治
同	横浜市港北区新吉田東6-42-16 堀川 清美
同	大阪府堺市東区菩提町1-173-8 山根 亜希子
同	新潟県新発田市豊町2-16-14 犬井 豊
同	福島県郡山市久留米6-151-11 森園 和重

上記審査申立人(以下「申立人ら」という。)から平成31年3月15日に提起された平成30年10月28日執行の新潟市長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、新潟県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての要旨及び理由

1 審査の申立ての要旨

申立人らは、本件選挙について、平成30年11月13日に新潟市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が平成31年2月6日付けでこの異議の申出を却下する旨の決定(以下「原決定」という。)をした。

申立人らは、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選を無効とする裁決

を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を要約すれば次のとおりである。

- (1) 市委員会は、異議の申出の方法について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項において「文書で（中略）選挙管理委員会に対して申し出ることができる」と規定されているため、ファクシミリによる提出はこれに当たらないと解釈しているが、ファクシミリは文書提出の一形式であり、文書で申し出ていることを認めるべきである。
- (2) 選挙管理委員会は、民間選挙メーカーに重要な選挙過程を丸投げして管理していないことが、憲法違反であることを重大なこととして認識すべきであるなど。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人らから平成31年3月13日付けの審査申立書について、同年3月14日にファクシミリを受信し、同年3月15日に郵送により提出を受けた。

そこで、当委員会は、申立人らが原決定の交付を受けた日を確認するため、市委員会に対して調査を行うなど、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は次のとおりである。

1 審査の申立ての期間について

- (1) 公選法第206条第2項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、「前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。」と規定されている。
- (2) 平成31年3月25日付けで照会した市委員会に対する調査の結果、申立人らが原決定の交付を受けた日は、同年2月7日、2月8日及び2月19日のいずれかであった。
- (3) 公選法第206条第2項について、異議申出人は必ず決定書の交付を受けるのであるから、異議申出人については当然この日を起算日とすべきであり、期間の計算は初日を算入しないことから、申立人らのうち、最も遅く交付を受けた申立人は、同年2月19日の翌日を初日として計算し、21日目に当たる同年3月12日までが審査の申立ての期間となる。

2 結論

以上のとおり、本件審査の申立てについては、審査の申立て期間経過後になされたものであることから、不適法なものとして却下を免れない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成31年4月26日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。